

JICA 環境社会配慮ガイドライン（仮称）の論点（とりあえずの考え方）

平成 15 年 1 月 24 日

JICA 環境・女性課

1. 環境社会配慮の基本方針（環境社会配慮の定義含む）
2. ガイドラインの目的
3. ガイドラインの適用範囲
 - 3.1 環境と社会の範囲
 - 3.2 スキーム毎の適用範囲
4. 環境社会配慮の支援
 - 4.1 基準
 - 4.2 手続き
 - 4.2.1 案件検討
 - 4.2.2 事前調査
 - 4.2.3 本格調査、基本設計調査
 - 4.2.4 事業実施（技術協力を対象）

スクリーニング、カテゴリ分類、カテゴリ分類毎の支援の範囲と内容、EIA 支援報告書の内容等につき検討する。
5. 情報公開
 - 5.1 情報公開の基本的考え方
 - 5.2 時期と内容

相手国政府の了解、情報伝達手段の限られる地域や住民に理解可能な方法での説明の仕方、現地言語の扱い、EIA 支援報告書の素案を公共の場において閲覧可能な状態とする方法、等につき検討する。
6. 公開協議
 - 6.1 対象となるステークホルダーの範囲（利害関係の有無）
 - 6.2 時期

EIA 支援を行う場合は、スコーピング段階と EIA 支援報告書の素案作成直後に公開協議を行うこと、等につき検討する。
7. モニタリング（技術協力を対象）
 - 7.1 期間（プロジェクト開始から終了時まで）
 - 7.2 仕組み（JICA 内組織、外部から指摘がある場合の対応）

8. フォローアップ

9. JICA の実施体制

ガイドラインの遵守状況の監督、案件の審査、モニタリング、評価

10. その他

10.1 ガイドラインの名称

10.2 事業アセスと計画アセス及び戦略的環境アセスメント

10.3 技術的基準の整備

10.4 技術協力プロジェクトの取り扱い

10.5 事業評価との関連（事前評価、中間評価、終了時評価、事後評価）

以上